

# 02 デジタル・シティズンシップ

## 【ねらい】

1人1台端末を活用する上で、児童生徒に指導すべき留意点について知る

《関連コンテンツ》  
 ユニット研修（GIGA端末導入機編）Unit 25 26 28 29 30  
 ※本研修の学びを深めるために関連コンテンツの御視察をお願いします

## 【内容】

- ① 情報社会に生きる子どもたち
- ② 知っておきたいネットのこと
- ③ わが家のGIGAスクール



※関連コンテンツのURL  
<https://www.pref.okayama.jp/page/883507.html>

【活動】第3章のルール作りを参考にルールを見直そう

岡山県総合教育センター

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## ① 情報社会に生きる子どもたち

1



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## ① 情報社会に生きる子どもたち

2

# GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for All



多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、  
 公正に個別最適化された学び

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## ② 知っておきたいネットのこと

3

デジタル・シティズンシップとは、

「情報技術の利用における適切で責任ある行動規範」

本研修では、従来の「情報モラル」「情報セキュリティ」「個人情報の取扱」「著作権」など、情報社会の影の部分の扱方だけでなく、積極的な活用や情報社会へ参画する態度など、情報社会の光の部分も統合し、関連付けて考えていきます。

※令和2年4月、『中教審初等中等分科会・新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会合同会議』において、「デジタル・シティズンシップ教育の推進」についての議論があり、今後の指導の方向性として注目されています。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## ② 知っておきたいネットのこと

4

- A デジタル機器との付き合い方（健康への配慮・ネット依存）
- 1 正しい姿勢で 2 目を休めよう 3 夜寝る前は
- B 情報セキュリティ（アカウントの管理）
- 4 パスワードは家の鍵 5 共有機能に注意 6 おかしいと思ったら
- C 個人情報とアクセス履歴
- 7 個人情報とは 8 加害者にならないために 9 消せない足跡
- D ネット上の情報の取扱（著作権・肖像権）
- 10 その情報信じていいの？ 11 作品を大切にしよう 12 撮った写真は誰のもの？
- E オンラインのコミュニケーション（ネットいじめ）
- 13 みんな同じかな？ 14 その言葉大丈夫？ 15 なりますとは？
- F もしもトラブルが起きたら
- 16 ひと休みする 17 想像する 18 相談する

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## A デジタル機器との付き合い方

5

### 1 正しい姿勢で



「教育の情報化に関する手引」文部科学省より

1人1台端末を活用した学習では、長時間同じ姿勢で液晶画面を見つめることになります。

体に負担をかけない姿勢で、画面から目までの距離をとることが必要です。

そのためには、教室での学習と同じように、背中を伸ばした正しい姿勢で、画面から30cm以上離れたところから見るようにしましょう。

机や椅子の高さも調節する必要があります。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## A デジタル機器との付き合い方

6

### 2 目を休めよう



液晶画面を長時間見つめることは、目に負担をかけてしまいます。まばたきの回数が減ってしまい目が乾くと、ドライアイになってしまいます。

目が乾かないようにまばたきをすることを意識し、少なくとも30分に1回は画面から目を離し、休憩したり、画面を使わない活動をしたりしましょう。

液晶画面の使用時は、近くを見つめる時間になるので、意識して、遠くを見る時間をつくと、目の負担が減ります。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## A デジタル機器との付き合い方

7

### 3 夜寝る前は

夜遅い時間のデジタル機器の使用は、睡眠に大きく影響します。

液晶画面から出ているブルーライトにより、脳と身体が活性化され、眠れなくなってしまいます。

ぐっすり眠るためには、少なくとも就寝する1時間前から、デジタル機器を使わないようにしましょう。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 4 パスワードは家の鍵



端末やWebサービスを使う時には「ログインID」と「パスワード」を使って個人を特定します。

この2つを他人が知ると、端末やWebサービスを自由に使うことができてしまいます。

特に「パスワード」は鍵の役割をするので、他人に知られたり、容易に推測できないようにしたりしておく必要があります。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 5 共有機能に注意

クラウドにあるデータには、共有設定さえすれば、誰でもどこからでもアクセスすることができます。



データの共有や共同作業では、便利な反面、設定を間違えると、大事な情報を意図せず公開してしまう可能性があります。

クラウドにあるデータを扱うときには、共有設定がどうなっているか、誰がこのデータにアクセスできるのか、理解しておくことが重要です。

同様のことはSNSの利用時にも意識しておく必要があります。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 6 おかしいと思ったら

アプリの動作がいつもと違う、自分以外が使っている形跡がある、いつの間にか知らないアプリが入っているなど、端末がおかしいと感じたときには、すぐにインターネットを切断し、端末の使用を取りやめます。

端末へのウイルス感染や不正アクセスが疑われるので、自分で対応しようとせず、学校のルールに従って、報告や相談をする必要があります。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 7 個人情報とは

個人情報とは、個人を識別できる複数の情報の組み合わせです。



サイト上で個人情報の書き込みが求められた場合、書き込みの必要性や、信用できるサイトかどうか判断する必要があります。

個人情報を取り扱う場合には、あらかじめ周りの大人に相談する必要があります。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 8 加害者にならないために

他人の個人情報をインターネット上に書き込み、別の他人に知らせることは、個人情報を漏えいさせる行為となります。

たとえ、不正アクセス等で故意に漏えいさせられた被害者だとしても、個人情報の持ち主から見れば加害者となってしまいます。

インターネット上では、自分の個人情報と同様に、他人の個人情報も慎重に扱うことが大切です。



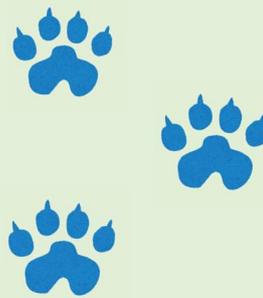
Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 9 消せない足跡

インターネット上の情報やデータは、削除の操作をしたとしても、ネット上からすべてが完全に消えたわけではありません。

不用意に書き込んだ言葉や、友達だけに送った写真が、コピーされて広まってしまっていることもあります。

また、誰がいつどんなサイトを閲覧したり、操作をしたか、端末やインターネットに足跡のように履歴が残っています。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 10 その情報信じていいの？

インターネット上の情報には、正しいものもあれば、間違っただけのもの、特定の意図があるものが混在しています。悪意があるものもあります。フェイクニュースといわれる、事実でないニュースを信じてしまうことがあるかもしれません。

役に立つ情報を選んで、活用するためには、情報の正しさを判断する力が必要です。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 11 作品を大切にしよう

他人の作品（著作物）をインターネットやSNSで公開する場合には、その人の許可（許諾）が必要です。授業の中で他人の作品を扱う場合にもルールがあります。

SNSや動画サイトの普及で、誰もが簡単に作品を発表することができます。作品を利用する立場だけでなく、作品を作った人（著作権者）の立場も学ぶ必要があります。

自分と他人の作品を大切にする気持ちが大切です。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 12 撮った写真は誰のもの？

写真を撮ると、その写真の著作権は写真を撮った人にありますが、写っている人には肖像権があります。

肖像権は他人から無断で写真を撮られたり、撮られた写真を無断で公表されたり、利用されたりすることがないための権利です。

写真を撮るときや、他人が写っている写真を使用するときには、写っている人に許可を取ることが必要です。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 13 みんな同じかな？

コミュニケーションに関するトラブルの多くは、「自分が考えていることは相手も同じように考えている」という思い込みによるずれの違いです。

自分の思いだけでなく、相手の状況や考えていることを思い量ることがスムーズなコミュニケーションにつながります。

自分の話を聞いてもらうだけでなく、しっかりと話を聞いて、相手のことを理解しましょう。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 14 その言葉大丈夫？

オンラインでのコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションと違い、文字や絵文字だけの、限られたやり取りです。

自分が伝えたいことは違う意味に受け取られたり、冗談のつもりがそう受け取られなかったりする場合があります。送る前にもう一度読み返して、読んだ相手がどう受け取るか、どう感じるか、想像してみましょう。

大切なのは、「その言葉を相手に伝えて大丈夫か」と自分に問い直してみることです。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 15 なりすましとは？

他人のパスワードを使って、アプリやWebサービスにログインして、その人のふりをして、操作することを「なりすまし」といいます。

なりすましによる行為は、犯罪になります。履歴をたどれば、誰がなりすまししているか調べることができます。

自分のパスワードは他人に教えない、他人のパスワードを知っても悪用しない、インターネット上では信用できる人とだけ、やり取りをするようにしましょう。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 16 ひと休みする

インターネット上のやり取りの中で「嫌な気持ち」を感じ「もやもや」したとき、そのままやり取りを続けると、トラブルになってしまいます。

感情的になったときには、考え方が狭くなり、その時の感情に左右された自分本意な発言になってしまい正しい判断ができません。

そんな時には、ちょっと休んで、他のことを考え、気持ちを落ち着かせましょう。相手が違って見えるかもしれません。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 17 想像する

インターネット上のやり取りの中で、嫌な発言に出会うことがあるかもしれません。

その人が何を伝えたいのか、落ち着いて、ちょっと想像してみましょう。本当は何が言いたいのか、何をしてほしいと考えているのか。

相手が、考えていることをうまく伝えることができなくて困っているのかもしれませんが、嫌な言葉にすぐに反応すると、本当の気持ちを見逃してしまいます。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## 18 相談する

インターネット上のやり取りをしていると、自分では予測できないことが起きるかもしれません。自分たちでは、解決できないこともあるかもしれません。

相談することが、解決の近道になります。家族や先生、電話やメールで相談できるところもあります。

インターネットを上手に使いこなすには、相談して助けってもらうことも大事な経験です。周りには助けてくれる人がたくさんいます。



Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

感染症対策や災害時など、緊急時に備えた遠隔授業の準備や練習が進んでいます。また、新たな学びのツールとして家庭学習での1人1台端末の活用も考えられます。

家庭がもう一つの教室としてICTでつながり、新たな「学びの場」となります。

わが家のGIGAスクール構想の推進として、安心安全なICT活用を目指した家庭のルールについて話し合しましょう。

Copyright 2021 © Okayama Prefectural Education Center

## ルール作りのポイント

## Point1

・学校や教育委員会が作成した端末活用のルールや第2章の「知っておきたいネットのこと」を参考に、児童生徒に必要な項目を選ぶ。

## Point2

・児童生徒の思いや希望を聞きながら、「守れるルール」となるように、しっかり話し合い、必要に応じてルールは見直す。

## Point3

・できたことが見えるように、ルールの文面は「～しない」などの禁止形は避け、「～する」といった、児童生徒の主体的な行動を促すものにする。

ルール作りのポイントを参考に、A～Fの6つの分野について、家庭で想定されるルールを具体的に考えてみましょう。

- A デジタル機器との付き合い方(健康への配慮・ネット依存)
- B 情報セキュリティ(アカウントの管理)
- C 個人情報とアクセス履歴(デジタルタトゥー)
- D ネット上の情報の取扱(著作権・肖像権)
- E オンラインのコミュニケーション(ネットいじめ)
- F もしもトラブルが起きたら